

第三者行為を発見したら

早期委任のお願い

第三者行為を発見されましたら、早期委任をお願いいたします。早期委任により求償事務が進めやすくなります。

なお、被保険者等が第三者行為について窓口へ相談に来られた場合、応対が難しいと思われましたら、国保連合会にお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

福岡県国民健康保険団体連合会 事業部 求償課

TEL：092-642-7815

